

平成24年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成24年6月18日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 矢野 隆行 2番 梶山 幾世
 3番 井狩 辰也 4番 市木 一郎
 5番 高橋 繁夫 6番 奥村 治男
 7番 中島 一雄 8番 丸山 敬二
 9番 西本 俊吉 10番 坂口 哲哉
 11番 立入三千男 12番 太田 健一
 13番 野並 享子 14番 小菅 六雄
 15番 田中 孝嗣 16番 三和 郁子
 17番 鈴木 市朗 18番 内田 聡史
 19番 田中 良隆 20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	富田 久和	総務部長	竹内 睦夫
市民部長	中島 宗七	健康福祉部長	佐敷 政紀
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 重則	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	教育部長	新庄 敏雄
教育委員会政策監 (文化振興担当)	千歳 則雄	政策調整部次長	深尾 永司
総務部次長	田中 利昭	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長補佐	武内 了恵		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	東郷 達雄	事務局次長	白井 芳治
書記	三上 忠宏	書記	佐々木美砂子

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(田中良隆君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

一般質問3日目、始めたいと思います。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(田中良隆君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、6月15日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(田中良隆君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第6番、奥村治男君、第7番、中島一雄君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(田中良隆君) 日程第3、6月15日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は一般質問一覧表のとおりであります。なお、質問に当たりましては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第14号、第16番、三和郁子君。

○16番(三和郁子君) おはようございます。朝の新鮮なスタート、一般質問、お墓の質問から入らせていただきます。

野洲市の南東部の北櫻、南櫻に位置するさくら墓園の将来について、まず1点目、質問

をいたします。

さくら墓園は昭和62年、当時の野洲町において建設着工されまして、平成元年5月にA・Bブロックの一部供用開始から分譲販売が開始されて、現在に至っております。この間、平成16年の合併に伴うE・Fブロックの造成、そして、B・C・Dブロックのバリアフリー化などに着手し、多くの方たちに利用いただけるよう整備されてきました。今では、植栽された樹木も安定し、春ともなれば、さくら墓園の名にふさわしく桜の花が墓地公園として景観を引き立てております。墓所の販売はおおむね順調に推移し、本年5月30日現在、1,567区画中1,457区画、93.0%が販売され、残り110区画となり、このままの販売推移であれば3年に以内に完売となる状況かと思えます。

日本の人口は昨年を境にいよいよ人口が減少していくと見通され、国立社会保障人口問題研究所の人口推移を見れば、2010年の国勢調査による1億2,806万人から、20年後の2030年には1億1,662万人、38年後の2048年には1億人を割って9,913万人、50年後の2060年には8,674万人と2010年の人口のほぼ3分の2に減少してしまうと推定しています。

最近、市民の方とお話をしておりますと、高齢化に伴う核家族化で子どもたちが市街から出ていき、さらに大幅な人口減少が確かな中、いつとはなくお墓の話がよく出ます。今のお墓が先々どうなってしまうのか、将来お墓を維持できるのかと心配の声がよく聞かれます。このような観点からすれば、墓地公園条例第18条（使用权の消滅）に係る無縁のお墓が将来相当数生じることが想定できます。このことは、第19条（無縁墓碑等の改葬）の擬態的措置が必要と思えます。

縁あって野洲市に生活をし、その生きた証がお墓でもあるわけです。将来、不本意ながら祭祀の主宰がかなわなくなり無縁のお墓となってしまった場合、死後のお骨がどこにどのような形で葬り直していただけるのか、その状況が生存中に想定できれば、心の平穏平安が得られ人生の最期を安心して迎えられるのではないかとの観点から、まず墓地公園条例の第17条、墓所の返還と、第18条、使用权の消滅に係る事例をお伺いいたします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 議員の皆さん、おはようございます。

ただいまの三和議員のご質問、1点目にお答えをさせていただきます。

第18条の使用权の消滅に係る事例はこれまでございませんが、第17条の墓所の返還に係る事例では、近年、年間当たり大体3件から4件発生しており、これまでの返還数を

合計いたしますと36件となります。返還の理由につきましては、住所移転に伴い管理ができないため、やむを得ず墓所を手放される事例が主なものとなっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 第19条の無縁墓碑等の改葬は、第18条使用権の消滅の規定により使用権が消滅したときは、墓碑形像類及びその他の物件を一定の場所に改葬し、または移転することができると思いますが、具体的にどのような姿をイメージされておられますか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 当該条項は墓所の適正な管理を目的としており、第18条で規定しております使用者の方の死亡、その他の事由により、祖先の祭祀を主宰する方がおられない場合や、使用者の方が住所不明で7年間を経過し使用権が消滅した場合において、墓所の適正な管理を行うため、市が墓碑あるいは形像類その他を一定の場所に改葬または移転するものであります。ただし、これまでそういった事例はなく、具体的な改葬また移転場所を定めていない状況となっております。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） そしたら、無縁のお墓となってしまった場合、どのような形で葬り直していただけるのか。そして、その状況が生存中に想定できれば安らかな気持ちで人生の最期を迎えられると思うんですが、質素な墓碑で結構です、お骨がない場合はゆかりの品があれば、その品をおさめられる共同収納場所を備えた合同の無縁墓を整備してはいかがでしょうかというふうに考えます。

第19条無縁墓碑等の改葬の姿を早期に具現化することは、私は必要かと考えますが、提言してお考えを伺います。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいまご提案いただきました合同の無縁墓の整備につきましてでございますが、先ほどの回答と関連いたしまして、今後市が使用権を抹消した場合の対応として有効な方策であると考えられますので、先進事例等を調査の上、検討をしていきたいと思っております。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） そうすれば、第5条の使用権の資格に特例はありますが、「本市

に住所または本籍を有する者」と明確な規定がうたっております。しかし、第12条、使用权の承継では、使用权を承継するときは速やかに市長に届け出て云々と規定されていますけれども、この条文から承継者が市外に住所を有する者であっても承継資格があるのかが明確ではありません。そこで、条文の修正を一考すべきかと考えますがいかがですか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいまのご質問でございますけれども、条例では第12条第1項に記載のとおり、祖先の祭祀を主宰する者を継承すると位置づけております。市内、市外を問わず継承を可能としております。ご質問の継承者の資格の要件の条文の修正についてでございますが、現状の祖先の祭祀を主宰する者の文言で、市内、市外を包括しております。修正は必要がないものと考えております。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） この条文では市外、市内ということがうたっておりませんので、一部のところでは「本市に住所または本籍を有する者」が使用者の資格というふうに、第5条ではうたっておりますよね。そういう意味から誤解がありまして、私も市民の方から聞かれたときに、市外でもいいのかな、どうなのかなというふうに一瞬考えてしまったんです。そういう意味で、もう少し市民にわかりやすい文言にされたらどうですかということ再度お尋ねいたします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいまお答えしましたように包括しておりますので、基本的には修正は必要ないと思いますけれども、万が一わかりにくいというようなことであれば、その点については再考を十分に検討していきたいと思っております。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 次に、墓地の使用に当たっては、購入時に永代使用料として市内在住者は42万円、その他一般者は45万円が納付されております。また、管理手数料としては施設維持管理、墓地内の清掃に充当する年額6,000円の管理費納付が必要となっております。今年度の墓地会計予算中の収入に、使用者の納付による永代使用料1,686万円、管理手数料795万円があります。また、4月22日現在、約1億8,122万円の墓地公園整備基金があります。会計規模としては、これは大きな会計というふうに言えると思います。この使用料・管理料納付者の少なくない人から、今までに会計報告

を受けたことがない、また総会が開かれたこともないし基金の使い道はどうなっているんだとか、今後の整備計画はといったような声をよくお聞きします。

私は、この使用者へ、管理料納付、関係書類送付時に会計報告または基金の状況とか整備計画の概要をお知らせすべきではないかと考えますが、お考えはいかがですか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいまのご質問の、まず会計報告についてでございますけれども、墓地公園事業特別会計の予算、決算は公表をしております。さくら墓園の利用に対して直接の報告は今まで行っておりません。しかしながら、さくら墓園の管理料につきましても、ご意見をいただきましたとおり、使用者の方々への情報提供を含め、毎年の納付書送付とあわせて具体的な用途を明示してお知らせをしていきたいと思っております。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） ぜひそのようにしていただきたいというふうに思います。今さくら墓園につきまして多様に質問してまいりましたが、この墓園はもう供用から25年が経過しておりますので、またこのさくら墓園についてさまざまな課題が出てきていると思いますので、ぜひ所属内で議論をしていただきたいと思いますというふうに思います。私もこの条例等を踏まえまして検証してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、スポーツ基本法、2点目に入ります。

第177回国会（常会）においてスポーツ基本法が成立しました。平成23年6月24日に平成23年法律第78号として公布され、同じく7月27日にスポーツ基本法の施行期日を定める政令、平成23年政令第231号が公布されまして、スポーツ基本法は同じく8月24日から施行することとなりました。

スポーツ基本法は昭和36年に制定されまして、スポーツ振興法を50年ぶりに全部改正され、スポーツに関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項をスポーツ基本法に定められたものです。

スポーツは世界共通の人類の文化であり、安全かつ公正な環境のもとで、日常的にスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保され、そしてまたこのようにうたっております。次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他の人を尊重し協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、身近に親しむことができるよう推進されなければ

ならないというふうにあります。

まず、スポーツ基本法第1章の第4条には、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとりスポーツに関する施策に関し国との連携を図りつつ自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とありますが、策定及び実施についてのお考えを伺います。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） おはようございます。三和議員のスポーツ基本法についての1点目のご質問ですが、スポーツ基本法は、スポーツが生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっていることにかんがみ、個々の関心、適性などを踏まえて、地域の特性を生かしたスポーツ施策の推進に取り組むことが課せられたものでございます。本市では、総合体育館や温水プール、また障がいのある人に対応したなかよし交流館の整備など、また世代間交流や地域の連帯意識の高揚につながる総合型地域スポーツクラブなど、いち早く取り組んでまいりました。今後は、これまでの実績を評価しつつ、市民のだれもが気軽に楽しめるスポーツの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） このスポーツ基本法の第1章第5条には、スポーツ団体の努力といたしまして、「スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本的理念にのっとりスポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進、及び安全の確保に配慮をしつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努める」とありますが、そのお考えをお聞きいたします。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 2点目ですが、市の各スポーツ団体は市民の多様なスポーツへのニーズにこたえる活動を展開いただいております。子どもの体力の向上、高齢者や障がいのある方々への健康増進につながるなど、市のスポーツ普及啓発に引き続きご尽力をいただきたいと考えておりますし、第5条で定められておりますとおり、主体的な取り組みというのを今後も期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） ぜひ取り組んでいただきたいと思います。そして、このスポーツ団体の努力、これ個々にうたっておりますけれども、基本理念にのっとりスポーツの推進に主体的に取り組むということが載っております。この基本理念にのっとりまして、スポーツ振興団体に浸透できる、そういう取り組みをぜひしていただきたいと思いますというふうに思います。

では、第2章の第10条、「都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画に参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とありますが、当市のスポーツ推進計画の策定進捗をお伺いいたします。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 本市の計画でございますけれども、本市では平成19年4月に野洲市スポーツ振興計画というのを策定し、幼児期から、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽に楽しくスポーツができる、生涯スポーツの実現に努めているところでございます。国では、本年3月に基本法を踏まえ今後10年間を見通したスポーツ基本計画が策定されました。県でも、現在、スポーツ推進計画の策定が進められておりまして、本市といたしましては、市の計画策定後5年が経過をしており、一定の課題の把握また整理も必要であると、このような時期も迫っております。国の計画を参酌して計画を定めるようにと定められておりますので、本市におきましても、これを踏まえて見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） このスポーツ推進計画の策定のスケジュール、これは市民懇談会ですか、こういうものを取り入れたらどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 見直しをする中で、どのような形でつくっていくのかというのはこれからの検討になると思います。当初この計画に入っていた、19年に策定したときのスポーツ関係団体とか、小学校の先生方に入っていたのでつくっていただいておりますので、今後、おっしゃるように市民の参画という意味では、市民の方もかかわっていただいた形の計画、また点検ですね、この部分が必要だと思いますので、そのような形で。ちょっと具体的にはどのような形かまだまだ案はないですが、入っていただいている見直し計画になると思っております。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 市には、スポーツ振興団体、大きく分けまして8団体ありますね。この8団体の連携が野洲市ではちょっと遅れているのではないかなというふうに感じますので、ぜひ今回この策定に当たりましては、しっかりと連携をとっていただきながら野洲市にとっていいものをつくっていただきたいというふうに思います。

次に、同法の第4章の第31条の規定、スポーツ推進に関する重要事項を調査審議するために、平成19年9月26日条例第27号の野洲市スポーツ推進審議会条例に「野洲市スポーツ推進審議会を設置する」とありますけれども、審議会の経過等をお伺いします。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 本市の審議会の所掌事務としましては、教育委員会の諮問に応じてスポーツの推進に関する計画などを調査審議する役割を担っております。条例の制定後は、子どもの心身の健全な発育、体力低下のことを懸念されております。その方策について審議をいただいたということで、平成20年2月から21年3月に委員に委嘱して審議をお願いしたというのがこの審議会の活動ということでございます。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） このスポーツ基本法というのは、本当に50年ぶりに全部改正されて、野洲市にとってもこれはとても重要な、子どもから高齢者まで本当に大事な基本法だというふうに受け止めておりますので、ぜひとも野洲市の特徴が出せれる、そういうスポーツ推進計画の策定を期待しております。これにつきましても今後注視してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして3点目ですが、子どもの体力向上のための方策についてお伺いします。

野洲市体育スポーツ振興審議会会長から野洲市教育委員会委員長に、平成21年3月27日付で、子どもの体力向上のための方策について実践し取り組むよう答申がありました。答申によりますと、子どもの体力向上のための望ましい生活習慣を確立するための方策、またスポーツ、外遊び、自然体験活動等、子どもがより一層体を動かし運動に親しめるようになるための方策の視点に立って、子どもの体力向上のための具体的な取り組みが行政、家庭、学校、地域社会などにおいて相互に連携を図りながら進めることが大切とうたっております。この答申を受けましてどのような方策が実践されているのか、また今後の取り組みについての経過、実績などをお尋ねします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） おはようございます。それでは、子どもの体力向上のための方策について、三和議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の子どもの体力向上のための望ましい生活習慣を確立する、この方策といたしましては、県の方でも進めておりますが、早寝・早起き・朝ごはんの運動など、基本的な生活リズムの確立に向けまして、野洲市食育推進計画に基づいて学校やPTA、地域などにおいての取り組みを推進しておるところでございます。

2つ目の、スポーツ、外遊び、自然体験活動等、子どもがより一層体を動かして運動に親しめるようになるための方策といたしましては、学校におきましては、体力テストを実施いたしまして認定書を渡すことにより、さらなる体力向上のための意識を高めるとともに、また元気な学校づくりマスタープランにおきましては業間運動など年次計画を定めて推進しておるところでございます。

また、琵琶湖フローティングスクール「うみのこ」や、森林環境学舎「やまのこ」、また農業体験学習「たんぼのこ」などの自然体験活動の推進を図っております。

さらに、スポーツ推進委員が保育園、幼稚園、小学校、中学校への親子ひびきあい活動の指導でありますとか、特に幼稚園ではリズム運動に力を入れておられまして、親子で一緒にできる遊びの中での体力づくり等について配慮しながら、指導をしていただいております。

また、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブである、ほほえみクラブ、あるいはさざなみスポーツクラブなどにおきましては、多様なスポーツ機会の充実に取り組んでいただいております。また、ほほえみクラブでは障がい児者を対象とした体力づくりのための事業を展開されておるところでもございます。こういった形で、学校、地域、家庭がいろんなチャンネル、機会を通じまして体力の向上に努めていきたいと今後も思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 今の教育長の答弁で、体力テストを実施したり、元気なマスタープランとかフローティングとか、子どもたちがいろいろなところを活動されている、それはよくわかるんですが、この体力テストの実施をされた後の検証ですね。子どもには差があると思います。学校にも差がありますね。そういう部分についてはどのように対応されておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） お答え申し上げます。

例えば、体力テストの結果を少しご紹介申し上げますと、総合的な評価になりますが、小学校では、総合的な評価が少し低いといえますか、そういった結果が出ております。中学校での総合的な評価は、県と野洲市とを比べますと少し高いという結果が出ております。従いまして、小学校ではこういったものを分析した中で、元気な学校づくりマスタープランの計画にもあるわけですが、業間にいろいろな工夫をいたしまして、体を動かす活動を積極的にどの学校も取り入れると、こういった形で基本的な体力づくりを推進しておるところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 同じく具体的方策として、外部指導者の充実というのがありますね。子どもたちの発達段階に応じた適切な指導ができるよう外部指導者の研修の充実が求められる、その際、受講者が参加しやすいよう工夫されることが期待されるとありますけれども、具体的にどのような外部指導者の研修が行われて、どのような工夫がされたのか、またはされているのか、お尋ねします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまの外部指導者の件につきまして、お答えを申し上げます。

外部指導者の充実については、現在、中学校の、特に運動部活動の指導者について、それぞれ教員が指導に当たっているところでもございますが、各学校の状況に応じまして地域のスポーツの専門的な指導者に協力をいただいております。

この指導者の研修につきましては、実際に顧問の教師がついておりますので、そういった中学校の教員と連携をしながら、特に児童・生徒のメンタル面について大事なことかと思えます。そういったことにつきましては、学校の教師と相談をしながら指導をいただいておりますのでございまして、特にそういった各学校の指導者の皆さんを一堂に会しての研修は実施をしておらないところでもございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） この外部指導者はボランティアですね。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ボランティアでお願いをしているところでございます。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） このボランティアの方たちは、スポーツ安全保険は入っておりますか。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） これは学校の部活動の指導者という形でお願いをしますので、指導の学校での事故でございますので加入ということになります。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） そしたら、私の聞き間違いかも知れませんが、外部指導者の人の話を聞きますと、これは自己負担だということで、学校からはどこからも入っていないということをお聞きしていますが、今、教育長のお話ではスポーツ保険として学校で入っているということで、これは間違いないですね。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ボランティアの指導者の位置づけといいますか、学校とのお願いの内容によりまして、その辺に若干差があると思います。これは一度きちっと調べまして、保険対応なり、あるいはどういった形で学校と指導者の方の約束ができているのか精査をいたしまして、また報告をさせていただきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） この外部指導者のところにこだわっているんですけども、学校の先生は本当にお忙しいみたいで練習に入っても顧問の先生の顔が見えないことの方が多いと、外部指導者1人でやる場面のほうが多いということをお聞きしておりますし、私も見学に行きましたら実際そのような場面が多々ございます。

そこで大切なことは、学校の方針ですね、この中学校部活動はどういう方向性に向かってやるのか、それぞれの部活動で方針が違うと思うんですね。そういうことが、やっぱり外部指導者と学校と顧問の3者が、外部指導者が入ったときにしっかりと話し合いというものが必要かと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 三和議員のご指摘のとおりだと思います。従いまして、4月の入部を勧誘するとき、あるいは4月に部活動が始まるときに、学校の顧問、生徒、そし

て学校によりましては保護者、そういった皆さんと一緒に、外部指導者の紹介も兼ねまして、そういうことをしているところもございしますが、なかなかこれを全部徹底いたしますというのは、現実のところ、今のところは難しいという状況もございしますので、学校と外部指導者、できれば保護者の皆さんが、どういった部活動で、どういう内容で、どうしていくかということは共通理解をするということは大変重要なことであろうと、このように考えます。そういったことも各学校のほうへ徹底をしていきたいと、このように考えます。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） この答申を検証しながら方策が遂行されるように、引き続き見守ってまいりたいと思います。外部指導者のところでは、教育長、もう少しそれぞれの学校に入っていて、しっかりどういうふうな部活動が行われているのかを見ていただきというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、第2回市議会定例会、私の一般質問を終わります。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第15号、第20番、河野司君。

○20番（河野 司君） 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

その前に、山仲市長におかれましては、先日の新聞紙上におきまして2期目の出馬を表明されたところでございます。せめて、まずは10月まで健康に十分ご留意をいただきまして、平常心でもって今までどおりのご活躍をいただきたいと、このように希望しておきます。

それでは、質問に入りたいと思います。まず1点目でございますけれども、4月24日行政のほうから情報をいただきました。内容は、平成24年度社会資本整備総合交付金、県の道路課ですけれども、これの国からの内示の状況の報告でございました。見てみますと、県の当初予算要望に対しまして、県が87億円要望したその内示が33億7,000万。これは実に予算比39%ということで、私もこれは大変驚きました。多くの皆さんがそう思ったところでございますけれども。また、この社会資本整備総合交付金におきましては、当然、県と市がともに事業主体となって事業をとっていかうという項目がございます。例えば、滋賀南部地域の安心していきいきと暮らせるまちづくり、これが要望比32%の内示ですね。また、鉄道駅へのアクセス向上と人・モノの交流を育てる快適なまちづくり、これが58%の内示でございます。

こういったことから、野洲市といたしましても、いろんな事業、県と共同でやっていく

事業でございますけれども、県の補助金をいただいてやっていく事業に大変支障が出てくると、このように思うわけでございます、大変危惧をしているところでございます。県の内容を見てみますと、総額224億円の予算の中で補助公共が124億3,000万円、これが実に内示額が78億円ということで、これは63%ですね。そして直轄負担金、これが県予算45億6,000万に対して19億8,000万と、43%という内示でございます。

この状況を踏まえまして、当然、市といたしましても湖南総合調整協議会、これは会長が野洲市長でございます、副会長が草津市長、あと守山、栗東が委員ということで緊急提言ということで出されました。内容をご承知と思っておりますけれども、こういう事態が、他府県にはこの事態が生じてない。なぜかと、今回の事態の原因を明らかにされるとともに、今後、一括交付金により県道整備予算の確保に向け最大限の努力を払われるよう緊急提言するという文書を市長が出されております。その後、また滋賀県議長会、この議長会としても要望を出されております。

この24年度県道路整備に係る予算確保問題については、各審議会においても、その地元影響に関しての市民対応に苦慮しているところでございます。滋賀県市議会議長会としましても、県における一括交付金の振りかえ処置は緊急避難処置に過ぎないことから、社会資本整備交付金の増額など抜本的な解決策を国においてとっていただけるよう要望をしたところでございます。そして、このような事態の再発防止に向けて、また原因究明、抜本的解決へ向けて対応されるよう要望するという事を滋賀県知事に出されているところでございまして、その後、私たちも的確な情報がなく、現在どのような状態なのかということをお伺いするものでございます。

2点目でございますけれども、ご承知のように、今のところ野洲駅南口の東地区、いろんな建物、マンション等々が建ってきました、また野洲としましては企業立地がございまして、また誘致もございまして、大変駅を利用する方が増加しておりますね。東地区においては特に人口密度が高くなっております。

そういった中、朝夕のラッシュ時、以前と比べてかなり乗降客が倍増した。やはり今の駅舎では、どこから見ても貧弱なところがございます。そういった中で、大変危険でもあろうし、乗降客の皆様に対しても利便性も悪い。このような中で、二、三の方から私も要望を受けたところでございますけれども、駅前南口の東地区、一番ホームに隣接しているわけでございますけれども、あそこに平面で出入りのできる自動改札口が設けられないのか

と。そうすれば、かなり乗降客の安心・安全といえますか、利便性というものが図れるのではないかと、このようなことを要望されました。私も、そうだと思います。やはりもう一つ無人の自動改札口でもございますれば、かなりそのような効果が得られるということで、どうぞ行政といたしまして、これから我が野洲市駅前周辺整備等々取り組む中でともに改札口のことにも要望をしていただかなければならん、このように思うわけでございますけれども、その辺の見解も伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 議員の皆さん、おはようございます。それでは、河野議員の1点目の、県の道路整備予算の減によります本市の影響につきまして、お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のように、滋賀県の社会資本総合交付金が大幅にカットされまして、ただいま議員から説明がありましたように要望額に対しまして内示額は39%でございました。滋賀県の道路事業に大きく影響が出ることが明らかであり、県下の産業振興、防災、災害救助、復旧においても影響を及ぼすこととなります。

このことを受けまして、湖南総合調整協議会におきまして、滋賀県知事と滋賀県議会議長に対しまして、平成24年度県道整備に係る予算確保に関する緊急提言といたしまして、今回の事態の原因を明らかにされるとともに、一括交付金により県道整備予算の確保に向け最大限の努力を払われるよう緊急提言をしたところでございます。また、県の市長会並びに市議会議長会におきましても同様の要望をされたところでございます。

原因につきましては、新聞報道によりますと、去る6月13日の県の政策土木交通委員会で、県の土木交通部長が、滋賀県の最重点課題は義務的経費の要望であったが今年度は国の重点化枠に配分が絞られた、国の意向に沿って戦略的に要望すべきだった旨報告をされております。これが原因の一因ということでございます。

県の対応といたしましては、地域自主戦略交付金、現在32億8,000万でございますけれども、このうち11億3,000万を道路財源に確保することと、今後は国に対しまして追加要望するとの回答を県より受けております。

次に、本市による影響でございますが、去る5月18日に平成24年度の県主要事業説明におきまして、守山中主線の交差点改良で竹生開発の進捗にもよります、財源不足から用地不足を市が先行取得なり先行買収でお願いできないかとの要請を滋賀県から受けて

いるところでございます。なお、野洲中主線につきましては、予定どおり平成25年5月には本供用をすることとなっております。ご指摘がございました県道小島野洲線の西詰交差点につきましては、今年度におきましては、安全対策として路面表示を実施していただくことと交通量調査を含めた社会実験の実施をしていただくことになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） それでは、河野議員の野洲駅東に改札口を設置されるようJRに要望されたいというご質問でございます。

JR野洲駅は、駅周辺での大規模な民間住宅地開発や区画整理事業等により定住人口の増加、また市内に立地する大規模事業所の従業員の増加などにより乗降客数の増加が見込まれるため、ホームと駅舎間のエスカレーター設置や階段の追加設置など、利用者の安全で円滑な移動と混雑緩和に向けた駅舎の改善につきまして、これまでJRに対し要望をしているところでございます。

ご質問の駅東側に改札口を設置することにつきましては、下り1番線ホームに近接してマンションや駐車場が多く、その間近なところに改札口を設けることで一定の利便性の向上やラッシュ時の階段での混雑の緩和が期待できますが、JR西日本に問い合わせをしましたところ、駅事務所から遠く離れるため駅員の配置や設備の管理に伴う経費の問題、また道路とホームの高低差による利用者の安全対策やバリアフリー整備にかかる費用対効果面からも、実現は困難であるとの見解でございました。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中良隆君） 河野司君。

○20番（河野 司君） まず、県の道路予算の関係、答弁をいただきました。余り影響はないといいますか、さらに県の部長としては要望していくということでございますけれども、その実現性といいますか、可能性というものがわかりませんし。

また、西詰交差点の影響、今は質問しておりませんが、通告書にちょっと書いておきましたのでそれで先に答弁していただいたと思っておりますけれども、やはりもっと、少しでも影響がないというふうにおっしゃっているのか。そしてまた駅前周辺整備これから始まるわけなんですけど、やはりそれに対しても影響は絶対あると思うんです、これ。そういうことをもう少し具体的におっしゃっていただかないと、行政としましても、これからの駅前の整備に関してご意見をいただきながらやっていくわけなんですけれども、私としては今の駅舎自体をもっと改造して大きくして取り組んでいただきたい、こういうよ

うに思っているわけなんですけど、橋部長の答弁、この駅前の整備に対する影響、そしてこれからの取り組み、当然、県に対して要望は要望という形で行くと思うんですけども。また、西詰交差点、これは社会実験ということで取り組むということなんですけど、これはそういう計画、期日とか、そういうことに影響はないんですか、もう少し詳しく影響を教えてくださいたいと思います。

また、政策調整部長のほうから答弁いただきました。JRに問い合わせたところ難しいと、いろんな課題があるというようなことでしたけども、課題ってどういう課題か全然具体的に聞いておりませんし。また、問い合わせというのは問い合わせしたら、これ、どなたに問い合わせされてるのか。当然、相手さんにとりましては無駄なこととか、費用のかかることとかそういうことは余り真剣に取り組まない、問い合わせに対しては真剣に取り組まないと思うんです。やはりこれは要望に上げて、要望書として上げられるかどうかなんですよ。そういう取り組みを行政としてするかどうかです。これはやはり文書でもって正式に野洲の状況を踏まえた中で要望を上げていただかないと、正確な回答はないと思うんです。ただ問い合わせたところそのような回答やと、そんなことでは全然行政の責任を果たしてないと思いますし、その辺これからの取り組み、今のこの問題に対して、無人で自動改札口と言っておりますし、住民はそう思ってます。しかし、それが離れるから無理なのか、人の配置ができないのか。今のこういう時代ですよ、当然カメラがあったり、マイク、いろんな通信機器もございますし、そこらを駆使すれば当然可能なことと思います。そういうことも、やはり要望に入れないとあかんと思うんですけどね。これから、先ほども申しましたように、野洲としてはあの駅前を、やっぱり玄関口の駅前を立派に、本当に市民に喜んでいただけるような、そのような駅前にするということを市長もおっしゃっている。そういう中で、やはりもっとJRに対してもいろんな要望、総合的に強く要望していただかなければならんと、こういう状態なんです。そういう中で、これからの政策部の取り組みです。今の問題も1つですけども、そのほかにもやはりいろんなことを要望されると思うんですけども、今の改札口の問題について、どういうふうこれから対応されるのか、それをお聞きしたいと思います。

都市建設部長においては、西詰交差点、そしてまた今の駅前周辺整備に対する一応補助金がいただけると思うんですけど、そういうものが減額されるのか、されないのか。市に対して本当に影響がないのか、どうかということ。それから、これからどう取り組むか。今の予算のままでは当然各市も苦慮されている、そういう中でこれからどういうアクション

ンを起こしていくのか。要望するという話ですけども、県のほうもそのように国に対して要望していくという話ですけど、野洲市としてもっと他にアクションがないのかどうかです。そのことを確認をしておきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、河野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今もお話がありましたように、もう少し具体的な影響はということでもございました。今回、特に県の事業費の社会資本整備総合交付金のいわゆる内示額が低かったというのが県下に非常に影響が大きいということがわかりましたので、市としても要望させていただきました。国としては、先ほど言いました社会資本整備総合交付金と、もう一つ、地域自主戦略交付金というのを県の枠で持っております。そのうち、先ほど言いました32億8,000万のうち、最終は県がその交付金をどこに割り当てるか、どの分野に、福祉なり、農林土木なりという形はありますけども、そのうち11億3,000万円を道路財源に充てさせていただこうと、だから影響が出ないようにある程度県は努力をさせていただこうという回答をいただいております。

もう一点は、市の影響ということもおっしゃいました。今回の社会資本整備総合交付金におきまして、現在バリアフリーを、社会資本整備総合交付金を財源といたしまして整備を進めさせていただいております。これは駅周辺歩行者の交通円滑化と駅前を中心としたにぎわいのあるまちづくりという形で、半径野洲駅1キロ内のバリアフリー政策と野洲駅の北口、南口の整備を、この財源として整備を進めさせていただくところでございます。この平成24年度の社会資本整備総合交付金につきましては、野洲市では、これは90%の予定である、10%の減でございますので影響はないとは言い切れませんので、10%ではございますが引き続き県に対して要望をしてまいりたいという形でございますので、ご指摘のございましたとおり10%でも少なくとも影響がございますので、これにつきましては引き続き県にきちっと要望させていただきたいと思っております。

もう一点、西詰交差点の影響でございますけれども、先ほども申し上げました県道小島野洲線の西詰につきましては、現在、市道の野洲川の左岸線、いわゆる野洲川大橋から下流の方を通行止めして、いわゆるそこを通行止めにして交差点改良を進めていこうという県の方の計画でございました。県も、この交差点改良が非常に厳しいということを考えておりますので、今のところ、再度、西詰交差点に関係する、いわゆる道路のいろんな交

通量調査をもう一遍実施したいということも考えておりますし、また今、県道守山栗東線、いわゆる琵琶湖大橋から今の小島野洲線ですね、あそこなどを例えば通行止めにした場合の影響等も含めて社会実験をしていきたいというような予算計上を考えておるところでございますので、そういった形で、県としては、まずはもう一度、いわゆる西詰交差点の周囲の状況をきちっと把握した段階で、もう一度戦略的に考えていきたいという意向でございますので、この意向に沿って今後もまた県と調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） それでは、河野議員の再度のご質問にお答えをしたいと思っております。

これまで議員もご承知いただいておりますように、湖南総合調整協議会という組織を通じまして、特に草津駅から野洲駅までの複々線化、それから野洲駅にかかわっては、先ほど申しましたホームと駅舎間のエスカレーターや階段の追加設置、これで駅の混雑緩和をしていただきたいという形で、これまでも要望してきたところでございます。

今回ご提案をいただいております改札口につきましては、これまで要望の中にも上がってございませんでしたので、とりあえず、こういった形についての対応について問い合わせをさせていただいたというのが現実でございます。そういった中で、私、考えますには、既に毎年のように湖総協から要望をさせていただいております、それらの解決は今のところまだできてないというのが実情でございます、そういった中で、現在のJRの要望の枠組みの中で新たなものを追加して対応いただくというのは大変困難なことであるというふうには認識はしてございます。ただ、それもすべて優先順位をつけて、緊急性なり、そういった基準を設けてJRとしても協議に応じていただけるものと思っておりますので、うちとしては、先ほど来、これまでも継続して要望している内容が優先することかなど、このように思っております。

ただ、今回初めてこういった改札口のご提案もいただきましたので、そういうJRとの協議の機会に、具体的にこの辺の話をされておるといようなことで、協議の場で担当の方にお話しする機会をつくっていききたいと、このように思いますけれども、先ほど来申しますように、これまでの要望の経過から見ますと大変厳しいと、このような認識は持っております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 河野司君。

○20番（河野 司君） 都市建設部長から答弁いただきました西詰交差点、聞いておりますと、何かできそうもないようなイメージで話されてるね。なお調整していきます、調整していきますと。市の計画は当初どうでしたん。昨年のお話になりますけれども、やはり社会実験していこうと、こういうふうに話ができますという話でしたね。そして、とりあえず左岸線、あそこをまず一遍通行止めにして実験をやろうという、そこまで話、私も聞いておりますし。しかし、それが今のこの話、またゼロからゼロベースで調整していこうというようなニュアンスに聞こえましたんですけども、正直なところをやっぱり言うていただかないと困るんですね。この話、大変長い話ですのでね。そこへ、この予算的に県の道路予算がカットされたという中で、これはなかなか難しいなと私は思うんですけど、難しいから次に何をどうするか、どうしたらええかです。当然、要望しかないと言うたら要望しかないと思いますけどね。何かやっぱり違うことを考えなあかん、私たちもそう思いますし。当然、要望が足らんのやったら私らも有志全部応援にも行きますし、そういうようなことも考えなあかんかと私も思うんですけどもね。やはり、こういう外的なことていろいろ野洲市の独自の事業といいますか、やるべきことがいろいろストップしたり頓挫したりするということは一番市民にとっても心配ですし迷惑ですので、そういうことを思うんです。やはり、その辺ですわ。西詰しかり、駅前の、これはさして影響がない、10%だからそう影響が、多少やけど遜色ないという話ですけど。そういうことを踏まえて、市民の安心・安全の利益のために、やはりもう少し一肌脱いでもらわなあかんと思うんですけど、我々に協力せいと言うたらいつでも協力もさせていただきますし。ということで、ちょっとそれを申し上げておきたいし、その思いですわ、担当部長としての責任の範疇中の思い、これを最後に答弁いただければ。県にこれからどう対応するか、それをもう少しお聞きしたい。

そして、済みません、政策調整部長。湖総協でいろいろ要望書、エレベーター、エスカレーターを要望しているけれども、具体的な回答をまだいただけてないと思うんです。要望だけで今は終わっている状況ですけど。実際考えてみても、あのホーム、狭いホームですわ、野洲駅は。あんなところにエスカレーターをもう一本つけるとか、階段をもう一つつけるとか、そんな無理な話です。やっぱり抜本的に駅舎を改造、改築しなければならんと思うし、当然それも踏まえて野洲駅の、さっきも言うたように玄関口、大事な長年の

懸案のことがやっとこれから前向いて行こうというときやから、それはもっと強い姿勢で J R に対して一定の要望していただかなあかんし。それには、市としてどうあるべきかという 1 つのプランを持ってもらわないとあかんと思うし、それを示して要望する。J R も利益やし、市民も利益、野洲市も利益、そういうようなプランを一遍つくってください。あの駅舎を改造して、ホームも 1 つ新しいのをつくって、そのホームと、今度これから 26 年ぐらいから実施設計、計画を本格化していく駅前のある方、南口のある方の中へ踏まえるように、そういうプランをやっぱり立てていただきたい、このように思いますので。その辺の取り組み、再度、最後になりますけれども、どう取り組んでいきたいのかという、これは政策調整部長の責任においてやっぱり話をさせていただかないとだめだと思います。どうぞひとつお願いします。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 河野議員より、いわゆる野洲川の小島野洲線の西詰交差点の安心・安全対策を含めて、どのような考えであるかということでございます。

県道小島野洲線につきましては、守山からこちらへ上がってきて野洲川大橋を渡る、そして左岸線の交差点、そして野洲川大橋を真っすぐ行く、いわゆる変速交差点、五差路になってございますけれども。御存じのとおり、あの野洲川左岸線は野洲川幹線として都市計画決定が打たれております。都市計画道路として整備がされています。それが、いわゆる国道 8 号よりも栗東地先の上流部分につきましては、ほぼ今完成をされておりますけれども。実は平成 16 年に、ここに大津湖南地域幹線道路の整備促進協議会の要望が出されております。この平成 16 年度から、国道 8 号線から、いわゆるこの野洲川幹線を通じて、最終的には琵琶湖大橋取り付け道路にこれは結びつくわけでございますけれども、その整備要望を野洲市としても要望しているという点がございます。一方では、今私が説明させていただきました野洲川の左岸線を通行止めするという交差点方式で、市と県が了解を得て事業を進めておりますけれども、そうした場合、道路行政を進める上で、一方では通行止めします、一方では県に対して野洲川幹線を整備してください、若干つじつまが合わない道路行政になったと、含めて我々はちょっと反省しているところがございました。

先ほどご指摘がございました、いわゆるあそこを通行止めすることにつきましては、あそこにリサイクルセンターが、そこが最終的に、いわゆる長尺トレーラーを利用されておりますので、それがなかなか U ターンすることができないということで、市道の佃浅田線、いわゆる昔の旭化成の引き込み線を市道認定しておりますけれども、そこにアクセスでき

ないかという形で整備をして考えてまいりましたけれども、なかなか非常に厳しい状況であるということで、最終的には元に戻らざるを得ない状況が近づいてまいりました。それで、先ほど申しました、本当にあそこの交差点改良が何が一番が望ましいかということ、社会実験を含めて、交通調査も含めて、再度県に投げかけているというような状況でございますので、これにつきましては道路整備計画の道路アクションプログラム2008、いわゆるこの中では、県が整備をするアクションプログラムでは25年の後期にはもう完成するような見込みになっておりますけれども、このような状況で非常に今詰まっているような状況でございます。これにつきましても、所管する県ともう一度きちっと作戦を練り直してまいりたいというふうに考えております。

基本的には、昨日の中島議員のご質問もございました。さまざまところで市内で渋滞を来しておりますけれども、最終的にはやっぱり国道8号線の渋滞が原因になってございますので、金曜日にも答弁させていただきましたとおり、国道8号バイパスの整備に向けて全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 少し説明が不足したように思いますので、もう少しエスカレーターと階段の拡張についての要望内容について説明させていただきますと、今、朝夕、特に朝ですけれども、2番線から下りへ向かいます野洲発の電車が待機します。そこへ上り線で、3番線のほうへ上り線が入ってきて、そこで多くの方が降りられると。下りへ流れる方と3番線で降りられる方が複層しまして、一時期大変混雑をするというような状況がありますので、その安全策と対処策をということで提案を要望しているところでございます。

その内容につきましては、改札を出て、今のおっしゃるようにホームは狭うございますので、そこに新たに階段なりエスカレーターをつけるスペースはございませんので、張り出す形で、線路の上、今よりもまだ、例えば北口側のほうへ通路を張り出して、今の階段の降り口よりも少し先のところでホームに降りられるような、そういう常設なりを要望していると、こういう内容でございます。今の降り口よりも少し先のところで、客が集中しないような配慮という形で、そういう位置で設置できないものかということを要望しておるところでございます。これについて、JRとしましては、野洲駅の現状の込み具合から見ると危険というまでの状況ではないということで、その辺についてはなかなかいい

返事がいただけていないというような状況でございます。ただ、これにつきましては、草津もそういう方式を取り入れているホームでございます、例がありますので、その辺のことで今後もその件について継続して要望していきたいと、このように思っております。

それから、あともう一点、1番線のこちら側に0番線を設置できないかという話も、提案はの中で、それが無理なら0番線の設置はどうやというような話もさせていただいているのもございます。ただ、これにつきましても、エレベーターの設置でありますとか用地の問題とかいろいろ課題があって難しいというような返事でございます。

ということで、今上げさせてもらっていることにつきましては、できるだけ機会を通じて、JRとしましてもできるだけ地元負担の少ないようにというような思いがあるわけですが、できるだけその辺の折り合いがどこでつけられるのかということもなかなか難しいことやと思いますけれども、今行っている要望についてはそういう内容で引き続きしていきたいと、このように思っております。

先ほどの新たな改札口の話につきましても、そういったことを推し図りますと、なかなか難しいというのが私どもの直感でございますので、それにつきましてもそういういろんな協議の場もございますので話としては出していきたいなど、このように思いますけれども。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩をいたします。再開は午前10時35分といたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、通告第16号、第17番、鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） それでは、6月定例会の最終ということで一般質問に入らせていただきます。

水無月の月に入りまして、何となく梅雨の気配、早梅雨入りをしている今日この頃、体もじめじめし、市民の皆さん、日本の国民の皆さんも、こういうような状況の中で約数十日を過ごしていかんなんということでございます。

さて、先般14日の一般質問の中で、市長が再度立候補するという堅い意思を確認しまして、私もほっとしている1人でございます。市長におかれましては、5万数百人の福祉の向上のためにも、ぜひ2期と言わず、3期、4期もしていただきたいと私は思っております。

ます。

それでは、最初の女性の就労対策についてお尋ねをしたいと思います。平成19年12月、少子化社会対策会議において、子どもと家族を応援する日本重点戦略が取りまとめられ、就労と出産、子育ての二者択一構造を解決するためには、働き方の見直しによる仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現と共に、その社会的基盤となる包括的な次世代育成支援の枠組みの構築、親の就労と子どもの育成の両立と家庭における子育てを包括的に支援する仕組みを同時に並行的に取り組んでいくことが必要不可欠とされております。働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現については、2007年12月、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランス憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針が、政労使の代表等から構成される仕事と生活の調和推進官民トップ会議において決定をされております。

そこで、今回の質問は、子育て家庭の妻の86%が正社員あるいはパートで仕事につくことを希望しているという調査結果が出ております。長引く景気低迷で賃金水準低下に加え、リストラ、非正規雇用拡大など雇用の不安定さが増す中、夫婦共稼ぎが顕著になってきています。子育て中の女性が働くことを望んでいる調査結果で明らかになりましたが、出産後に仕事に復帰する女性の割合がふえていないのが実情でございます。

そこで、6点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、1点目に、市において子育て中の女性に対しての雇用対策はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいまの鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

子育て中の女性に限らず、雇用対策は国に権限がございますので、国の機関でありますハローワークが取り扱っておりますが、市といたしましては就労支援相談員やパーソナルサポートセンターを設置し、週1回ハローワークの就職ナビゲーターに来ていただき、就労困難者に対する就労相談を行っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 当然、ごく当たり前の回答でございましたね。今の回答を聞いておりますと、市は何ら、何らというより余りかかわってなくて、国の機関であるハロ

ワークあるいは就労支援センターに丸投げというような形ですね。そういうことについて、それで本当にいいのか、悪いのか。現実に野洲市内の、この今の調査の中で86%の方が、これは全国調査ですよ、何らかの形で働きたいという意思表示をされているんですよ。そうしたところを見ると、市としては一体どのようにこの支援をしていくのか、そういうことにどうしようとお考えなんですか、お尋ねいたします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 市といたしましては、今ご質問の支援的な具体的な面でございますけれど、先ほどお答えしましたように、就労ナビゲーターに来ていただき、実質的にはご相談もさせていただいております。

また、これは直接市ではございませんけれど、隣の近江八幡市にございます男女共同参画センター、こちらのほうには専門の婦人に対する相談あるいは就労支援をされる機関もございますので、そういったところの具体的に対応していただくところをご紹介もさせていただいているところでございます。

以上をお答えとします。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） ちなみに、このナビゲーターに関する相談支援はどのようにされておりますか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） これは特にご質問のような子育て家庭の関係でございますけれど、当然のことながら、市内の市の庁舎内の各課の窓口と連携をいたしまして、それぞれの窓口のところで該当するご相談等がございましたら、パーソナルサポートサービスのほうにご案内をさせていただき連携をしながら、ご相談を必要に応じてナビゲーターのほうに紹介を、相談をさせていただいているというような状況でございます。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと答弁が不正確ですので、市として何をやってないかじゃなしに、全国で野洲市だけしか、市として直接パーソナルサポートサービスをやっているのは野洲市だけです。全国で20弱やっていますが、どれもNPOとか外郭団体です。市が直接引き受けて職員を充ててやっているのは野洲だけです。

趣旨は、今ご質問のように、一たん職を退いた方の再就職、あるいは障がいを持っている方、あるいは親が病気で1回辞めたけれどももう一回就労したいと、去年かなりの相談

を受けてますし、その中で53人だったと思いますが、就労に結びついています。まさに職を得たいと希望しながらさまざまな困難状況の中で職を得られない方への支援をやっていまして、一般論と違って、こんなことをやっているまちは全国野洲しかございませんので、まさにパーソナルサポートサービスは国とタイアップしてやっているサービスです。

そんな全庁とかそういう話と違いまして、全庁はこれまでの市民生活相談、消費相談、それを全庁で今やって、その枠を使って就労支援もしようということ去年からやっています。ことしは、もう一段人を充実しまして取り組んでいる状況です。ハローワークからも人が来ているということで、湖南省は、移管のための試行みたいには今は湖南省にハローワークがありますけど、あれは単なるパイロット事業です。野洲の場合は、正規にハローワークと連携しながら就労サービスをしています。当初の意図は、ハローワークの窓口が野洲にあると、就労困難者だけじゃなしに野洲で職を得たい方はすべて対象にさせていただこうということから始まってますので、ちょっとせっかくやっているのに何か答弁がえらい弱気なんですけど、そういうことではございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） パーソナルサポート支援事業、これは私も知っています。今の市長の回答を引き出すために私は言うてるわけですよ。ご苦労さんでした、ありがとうございます。

次に、この野洲市内で53人が今の事業で就労されたということは非常にうれしい限りでございます。そのほか、どのような職に就かれないのか。例えば職責と言うたらちょっと難しいかもわかりませんが、パートで働くとか、正社員で働くとか、そういうさまざまなお考えがあると思うんですね。そうした中のアンケート調査というのはどうですか、実施はされている予定というのはあるわけですか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 子育て中の女性に対してのアンケート調査は、現実的には実施はしていませんが、内閣府の子ども・子育て白書による調査結果等、国の持っている情報やデータ等を必要に応じて参考にしていきたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 国のデータ、子育て白書は私も持っておりますが、そうした中にやはり地域性というのがあるんですよ。やはり野洲は野洲の独自の地域性というのがある

るわけですね。例えば、中畑、桜生、あれだけ立派な住宅が張りつきましたね。今度はまた竹生にも355戸の住宅が張りつくということで、おのずと各市町村には地域性というものがある。だから、その地域の特性をとらまえるためにも、やはりこういうアンケート調査をやっていく必要が私はあるかと思うんですが、その辺のお考えはどうなんですか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 先ほどもお答えしましたように、現在のところではそういったところの調査は考えておりませんが、どういったことができるか、また実施に伴いますいろいろなやり方、あるいは単にパートに働きたい、あるいは正社員になりたいというようなお答えを仮に調査をいたしまして結果としてわかった場合の市として何ができるかも当然想定しながら、その可能性というのを一度検討していきたいと思えます。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 全国的に就労に対する意向調査の中で、パートで働きたいが最多の45.3%、今後も正社員で働きたいが25.8%、最初はパート行く行くは正社員で働きたいという方が14.9%、何らかの形で働きたいと考えている人が86%に上がっております。今後はもう一切働かないという方は11.6%ですよ。今後働きたいと思っている妻に職に就きたい時期を尋ねると、できるだけ早くというのが23.8%、子どもが幼稚園・保育所に入ったときは22.1%、子どもが小学校に入学したときは20%、先だっの一般質問の中に、要するにこの待機児童の問題もありまして、そういうことからまずきっちりとした対策を講じていかなければ、こういうようなことにはなかなか結びつかない。この前も、待機児童の人数が30名ほどおられるということを知っていましたが、それはそれとして1日も早く待機にならんように、これは政策的に物事を考えてもらわなどうもならんと。こうして全体的に出ているわけですね。

ところが、やっぱり先ほど申し上げましたとおり、地域性というものがあります。これは全国一律の話ですからね。こういうようなことが出ているにもかかわらず、野洲としてはきちっとしたものをとらまえてないということに対して、行政としてはどのような手だてをしていくかということが、ただ聞いてほっとくということではなしに、これからいろんな企業あるいはいろんな職種の方が進出されてきますね。そういうときに、どういう手を打つかということも考えていかなければ、例えば地元優先で使ってくれとか、それだったら許認可の関係でもきちんやりていくと、そういうような条件的なものも、これからは必要になってくるんじゃないですか。だから、ただ単のアンケートだけで終わるん

じゃなしに、そういうことも考えて、これから政策的にやっていっていただく決意はありますか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 先ほどもお答えしましたように、アンケートをするに当たりましては、市として何ができるかをやっぱり念頭に置きながらしなければなりません。そういったところも考えながら、どういうことができるかということを考えていきたいと思っております。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） どういうことができるかということは、また私のほうから、今日は提案できませんけど、今後提案させていただくようにいたします。

それから、市内企業における就労実態はどのようになっていますか、今申し上げましたような。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 市内の企業における就労の実態でございますが、これにつきましては把握しておりませんが、前年度におきまして、第2次の湖南地区就労支援計画の策定のため、湖南地区4市の事業者に対しまして実施したアンケートで回答のあった市内63事業所中、育児休業制度を導入しているところが51事業所という結果が出ており、子育て中の女性がこの制度を利用しながら就労していただけるものと推測できます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） ただいまの回答は大ざっぱなことですね。例えば、野洲市が今現在かかわっておりますイオン、ビッグですね。細かいことを申しますけど、これぐらいのことは私は掌握されていると思いますが、今現在イオンの直系でパートなりいろんな形で働いておられる方は何人ぐらいおられると思いますか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） あの規模になりますと、かなりの方がお勤めになっておられると思います。恐らく120名程度の方が、二、三十名の方がパート、アルバイトでお勤めやというように思います。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） それは、あなたが答えた120名、130名の方というのは、

私があなたのところの部署へ、今イオンの直轄で何人働いておられますかというのを一遍調査してくれと私が頼んだ数字ですよ、これね。これが、百二、三十の方が働いておられる中で、一体賃金は幾らぐらい払っておられると思いますか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 扶養の関係が考えられるということが一般的には考えられますので、大体扶養のとれる、年間でいきますと103万ですか、月になおすと8万ちょっとぐらいになると思いますけれども、そういった賃金のところが恐らく平均であろうと。一般的には、ああいうサービス業のところにお勤めの場合はそういう形態が多いと思います。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 私が先ほど申し上げましたときに、その働いておられる方の人数と1年間に支払われる賃金を、ざっくりの話をしますと、約1億2,000万から1億3,000万ですね。それだけの方が野洲市の女性に潤うとるわけなんですよ。だから、そういうことからかんがみても、これからやはり市としてもきちっとした位置づけをしておかなければ、やはり野洲市へ企業進出したら、そういうパートで働いてもらえる人というのは野洲市の方を優先にしてくださいというような、そういう位置づけをしていかにするには。例えば、今、これも大事な話です。63事業のうちで育児に関する事業所が51事業所というようなことで報告もありましたが、これは大きな全体的な枠の中での話で、現実的に野洲がどうやったという細かいことまで、やはりきちっとつかんでおかなだめだと思っんですね。そうやなかったら、政策的に展開ができないんですよ。そういうことについてはどう思うように思われますか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） まず、イオンの関係のお話がありましたけれど、当然例を出しておっしゃいましたイオンとは、昨年ときに賃借料の関係でいろいろとお話をさせていただく機会を得ることができました。そのときにも、イオンのほうでも、100名以上の多くの方の就労を現実問題として請け負っておると、そういったところも考慮、十分に見ていただきたいというようなお話がありました。市といたしましても、そういった機会をとらまえて地元の方の採用をしていただくようにということでお願いもしておりますし、またこの助成金の各企業を回らせていただいたときにも、市内の就労の状況、あるいは今後の見通し等についてもお願いを、あるいはお聞きをしておるところでございます。

ます。

個々の、今おっしゃいました育児休業の制度等の51事業所の実態把握でございますが、市といたしましては個別には実態把握はしておりませんが、後でまたご質問もあろうかと思えますけれど、ワーク・ライフ・バランスの関係で一般事業主の行動計画とかいうようなものを、これは労働局のほうにお出しされる、届け出をされるようなシステムになっておりますが、そういった中でどのような企業が制度なり計画を持っておられるか、そういったところはそこらで把握ができるものと思っております。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） イオンの賃貸借の話も出ましたが、わずかですけど若干賃借料も下げられて、イオン側から申し出た賃借料より市長が頑張ってくれはったさかいに若干の差額で事が済んだというわけで、これからイオン直系の店だけで120名から130名の方がパートあるいはいろんな形で働いて、1億2,000万、3,000万の収入が全体的に得られている。その収入が得られるということは、野洲の消費もふえてくるということですので、ぜひともそういう形で頑張っていたきたいというように思います。

次に、就労をサポートするのは、これはやっぱり男性の役目も当然必要になってきますね。男性の育児時間というのは、1日大体何時間ぐらい育児にかかわっておられますか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） さきに発表されました内閣府の平成18年度の社会生活基本調査によりますと、6歳未満児を持つ夫の家事育児時間のうち、育児時間は1人当たり33分となっております。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 確かに私の調査では30分で、これは欧米諸国から見ると約半分ぐらいの時間でとどまっているということでございますので、こういうことについてはやはり男性の理解がどうしても必要になってきますので、そういうような部分で、あなたの所管とは違いますけれども、所管部においてはそういうような男性に対する育児時間、育児をどうするかということも、きちっといろんな形で啓発してもらうのが得策だと私は思いますので、その辺はまたひとつよろしく願いいたします。

このワーク・ライフ・バランスで、今私が担当部署は違うところやというようなことで申し上げましたが、これの改善策というのは、私が回答を言うたかもわかりませんが、どういうように思われてますか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ワーク・ライフ・バランスの改善策でございますけれど、市内企業に対しまして、第2次野洲市男女共同参画行動計画－男女共同参画プランやすーに基づき、ワーク・ライフ・バランスの促進に向け普及啓発に努めておるところでございます。

具体的には、毎年7月に実施をしております企業訪問時に啓発パンフレット等の配布、あるいは男女共同参画をテーマとした企画啓発研修の開催、また男女共同参画フォーラムへの参加の呼びかけ、またワーク・ライフ・バランスをテーマにした啓発ビデオの購入・貸し出しを実施しております。多様な働き方ができる就労環境の整備に対する企業支援を行っておるところでございます。今後も、ワーク・ライフ・バランスの改善に向けて啓発をしてまいりたいと思います。

また、広報やすでも啓発を行っておりまして、去年は、23年4月号ですけれど男性の育児参加について、また5月号では男性のワーク・ライフ・バランスについて掲載をしております。そういったところで今後も改善に向けて啓発に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 男女共同参画型社会の構築に向けて、こうしてそれぞれの形で取り組んでいただいております。

また、7月には企業訪問という形でお回りになって、企業には啓発冊子やとかいろんなことで展開していただいております。先ほどおっしゃってました企業に対する支援というのは、どのような形で支援されているのか。例えば広報の23年4月号で男性の育児参加に対する、町の広報等で知らせているという形でございますが、手ごたえはどうですか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 直接的には、私どもで、この反応というか、広報の反応は確認しておりませんが、企業訪問の方につきましてはいろいろとお話をさせていただく、あるいはそういった中で、また一方で、今お答えはしませんでしたけど、ワーク・ライフ・バランスの企業人推協等で研修も行わせていただいておりますが、大体こういったところにご参加いただくのは40社ないし50社ということで、それなりにご関心はあります。また、今法律もできまして、そういったことに取り組もうとしてる企業さんも多々ございますので、非常に関心をお持ちであるというように思います。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） こうして、きちっとした調査結果も出ております。市長がおっしゃいましたパーソナルサポートセンター、これも野洲市だけの独特の事業であるということも、これは非常に力を入れておられるということについても実感としてわいてきております。やはりこうしたことも含めて、さらなる女性が社会進出できる、そういう場を設定していかなければならないという、行政の施策の一環として考えていかなければならないように私は思います。

最後になりましたが、新子育て施策関連法案についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） それでは、新子育て施策関連法案についてお答えをいたします。

子どもの子育てを取り巻く環境の変化に伴う、家庭や地域での子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築し、待機児童の解消や幼児期の学校教育と保育の一体的な提供、また地域での子育て支援の充実を図ることにより、子どもを生き育てやすい社会を目指すものでございます。当然のことながら、このシステムの目的には、女性の就業率の向上という視点が盛り込まれておるものと認識をいたしております。具体的に、待機児童の解消につきましては、こども園を中心に小規模保育所等を指定することによりまして、保育の量的な拡大が図られるということでございます。質の高い幼児期の学校教育と保育の一体的な提供を図るとともに、市町村が地域の実情に応じて実施する地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業などへの支援の充実が見込まれるものと考えております。

それから、現在、この法案につきましては国会において審議中でございます。情報ではかなり不透明な部分が出ておりますが、いずれにしましても本市が先行して独自のこども園を運営しております。さらに今後は逐次整備をしていくことで、この法に沿った各施策と複合的に機能するものと考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 詳しい説明をお聞きしまして、これは今の段階では2013年度から段階的な施策の実施を目指しておりますが、今のこういう政情不安定な時期におきまして、なかなか、これがすんなり通るということは非常に難しいなという思いはしてお

りますが。まず第一に、児童福祉法など関係法を一括して改正するための法案であるという事は、これはもう間違いございません。2番目として、幼保一体化施設総合こども園を創設する法案。3点目としては、幼稚園と保育園で分かれていた運営費補助を原則一本化する法案で構成をされようとしております。我が市におきましても、桜生にこども園でしたかな、そういうものも進めていただいておりますので、そういう待機児童のないように、今後そういう施策の展開を図っていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、皆さん、県道を通っておられるとよく「近江の美知普請、美知メセナ」という看板をお見受けになられると思いますが、これについて若干の質問をさせていただきたいと思います。

この制度は、万葉集で道を表した「美知」とフランス語で企業による社会貢献をあらわす「メセナ」、これをあわせて「美知メセナ」と名づけ、企業の方々に道路愛護活動をしていただくボランティア制度でございます。

ですから、次の点について、10点ほどありますが、簡単にお聞きしたいと思います。こんなのは既にもう事業のほうやったらおわかりやと思いますので。

参加団体はどのようになっていますか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、この美知メセナにつきましては、今ご説明がありましたとおり、滋賀県において実施をされている事業でございます。従いまして、滋賀県のホームページ等に記載されている情報並びに所管いたします担当課が収集しました情報でお答えさせていただきます。

この美知メセナにつきましては、道路の維持管理について低コストで質の高い維持管理を行うことが求められていることから、制度の趣旨に賛同し協力いただける企業に対し、道路清掃や道路植栽の剪定等を実施していただくボランティア制度でございます。ご質問がございました参加団体でございますけれども、野洲市におきましては現在9つの企業が本制度に参加活動されているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 野洲市においても9団体の企業の方が。ちょっと私、この表現

がね、10番目のポケットパークという、これ自分勝手な表現をつけたので、ひょっとしたら誤解を生むかもわかりません、パークという表現がね。ちょっとその辺をご容赦願いたいと思います。

例えば、9団体の今こういう形で取り組んでいただいておりますが、内容はどのような内容になっておりますか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 内容につきましては、現在滋賀県の管理する道路清掃や先ほど言いました道路植栽の剪定、また施肥、いわゆる肥をまくこと、除草、かん水などを原則として月1回以上実施されているところでございます。ただし、樹高が3メートル以上の高木の剪定や、中央分離帯、交通量が多いところなどの危険の伴う箇所を省くということになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 確かにおっしゃるようにボランティア活動をされている中で、今3点おっしゃいましたが、そういうようなことで事故がないように十分気をつけて作業をお願いしたいと思います。

対象企業及び活動範囲、それはどのような形になっておりますか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） この制度の趣旨に賛同をいたします10人以上の社員がこの活動に参加できる企業という形で限定してございます。

また、活動範囲につきましては、県管理道路区域内に設置された延長がおおむね50メートル以上の植栽施設帯及びその周辺となっているところでございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 今の説明でよくわかりました。

では、次に、全部統一的な近江の美知普請、美知メセナの表示看板が立っておりますが、そのイメージマークの表現の範囲内というのは、例えば企業個々にやれるものなのか、県統一でああいうようにしなさいというイメージマークなのか、そういうことはどういうようになっているのでしょうか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） イメージマークの表現につきましては、1点目に、低木

植栽部分に草花を植栽するため花壇に改造することができること、またマークは草花のみで行うこと、3点目に表現内容は社章、ロゴマークとすることとなっております。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） そうすると、イメージマークというのは、県の指定のこういう形でやっていくということなんですね。

活動の内容、及び、それに対する報告というのはいかようになっておりますか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 活動内容といたしましては、まず企業等が知事あてに届けた所管の土木事務所へ提出されまして、県がその内容を審査し支障がないと認められる場合に合意書を交換されております。企業等は、合意書の交換後、活動を明示するためのサインボードを知事の承認を受けた上で設置をし、原則として2年間の活動を実施されております。植栽施設の管理のほか、道路の美化、道路利用者へのPR等となっております。活動報告につきましては、活動回数や内容、参加人員、写真などを年1回、所管いたします土木事務所へ書面により報告されることになっております。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 今の回答の中で、道路の美化及び道路利用者へのPRということが県の方の関係で出ておりますが、例えば道路利用者へのPRというのは、どのような形でPRをされようとするんですか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 道路利用者へのPRにつきましては、やはり現在利用されている県民の方について、美化、維持管理について非常に認識が薄うございますので、要望一点張りというのもございますので、そういった利用者へのPRということを含めて県の趣旨に沿って業者がするものでございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） では、次に、今のこのサインボードの設置規定というのはいかようになっておりますか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） サインボードの規定でございますが、記入内容及び寸法については、縦90センチ、横35センチとすること。企業がレイアウトするゾーンは、会社名及び社章、ロゴマーク等とすることとなっております。3点目に、植樹帯内にお

いては道路交通、視界を妨げないところに設置をすること。また、両面または片面に設置し、その選択については企業が行うこと。設置に関して、道路法24条を適用すること。設置中のサインボードは道路管理者に帰属することの各要項を満たすものとなってまいります。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 道路法第24条というのはどのような内容なんですか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 道路法第24条、いわゆる占用の関係になってまいります。そういったものは、きちっと占用をとった段階で申請されるという形になってまいります。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 占用というのは、そのボードの占用ですか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） あくまでも道路の設置に関することでございますので、ボランティアと言いながら、道路法の24条、いわゆるボードについての設置はきちっと占有を出していただくということになってまいります。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） それじゃ、例えば、こういう今までのことで守られない、そういうときについてのサインボードの撤去というのは、どのような方法で撤去されるんですか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） サインボードの撤去につきましては、企業が行うことが原則となってございますが、例えば、無断で設置されたもの及び道路管理者の撤去命令に従わないもの、2番目に期間の途中で活動をやめ撤去を行わないもの、活動期間が終了し活動の継続手続きが起こらないものについては、これは所管する土木事務所で撤去されることとなってまいります。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 次に、これだけ私が見てる範囲内に、メセナは非常に手入れができておりますね。特に和田の交差点、ここは2社が管理していただいておりますが、しだれ桜が、あれは桜の時期になったら本当に立派なしだれ桜が咲いて、道路利用者の心を

和ませてるというのが私も実感しております。そうした方に、どのような感謝状及び広報をされているのか。何らかの形でやっぱり皆さんに知っていただくということがありますので、そういう手法はどういうようになっておりますか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 当然ボランティア制度でございますので、金銭及び物的な補助等はありません。まず、感謝状でございますが、4年以上活動された企業等には知事名で感謝状が贈られております。また、せっかく感謝状をいただいたということで、広報の周知でございますけれども、広報につきましては活動状況等を県の広報誌で広報されているところでございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 4年以上ということですが、市内に何団体ございますか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 最新のところ、今のところまだ1社もされていないです。最初のところで平成22年でございますので、まだ4年を経過していないということでございますので、まだ感謝状は市内の業者には贈られておらないというような状況でございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） いろんなところでこのメセナの看板を目にして、私の感覚ではもう4年以上で、もっとなるのと違うかなという思いを持って、いつも道を通らせていただいていることでございます。こうした9団体の方々が末永く、そして道路を利用者のためにきれいにさせていただくということは本当にありがたいことでございます。

ちなみに、市内の現状というのはどのようになっておりますか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 先ほどお答えしましたとおり、野洲市内では9つの企業が活動されているところでございます。路線につきましては、野洲中主線、木部野洲線、先ほど話がございました緑地帯のことですけれども、野洲甲西線、そして県管理でございます国道477号となっております。総延長につきましては709メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 延長709メートルですが、例えば、その9団体が管理しておられる平米数はわかりますか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 今のところ、ちょっと面積は把握しておりませんが、先ほど言いました小篠原上屋なりの木部野洲の交差点は通常の幅員ではございませんのであつたところと、県道野洲中主線、国道477号線につきましては、いわゆる歩道内の中の植樹帯という形になってございますので、面積数につきましては把握しておらない状況でございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） できたら、今後、9団体の管理しておられる平米数等をまたお知らせしていただければありがたいと思います。

次に、10番目に入りますが、手入れのできてない、先ほど申し上げましたがこれは私の所見でポケットパークというような表現で上げましたが、市内にこれは何カ所ぐらいありますか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 手入れのできていない箇所につきましては、先ほど申しましたように、美知メセナは制度の趣旨に賛同して協力いただける企業に対し実施しているものであります。それ以外の道路敷地に及ぶ維持管理につきましては、県で業者委託を実施しておられます。また、それ以外の県道の維持管理につきましては、県の制度で、例えば自治会等地域の団体が補助を受けて植栽の管理や除草作業をされる、滋賀県道路愛護活動事業の実施を野洲市においても取り組んでいただいております。今後も県とともに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 例えば今聞いているのは、県道の中で、これから整備していこうとする、例えば60平米、70平米の、そういうような交差点部分で、市内でも何カ所かありますね。例えば、野洲川小南線の北野小学校の角っこですね。あれ今、青いブルーシートがはがれて、ちょっとみっともないような形になっていますね。そうしたところが当然これは県の事業ですから、市のほうが業者に「どうですか、どうですか」というようなことはなかなか言いづらいと思いますが、やはりああいうようなよく目立つところの展開というのは今後どのように思われますか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） ご指摘がございました県道木部野洲と市三宅小南線の北野小学校前のロータリーの広場につきましては、当初は緑地を整備していただきました。ただ、非常に維持管理が難しかったことを踏まえまして、最終的には、ご指摘がございましたが、あのような緑色のブルーシートで囲っているような状況でございまして、景観的には少し見劣りがするものの維持管理につきましては要らないということでございますけれども。ただ、当初の話を聞いておりますと、小学校の児童生徒に、やはり緑化に対する啓蒙も含めまして、そういうことに取り組んでいただこうという趣旨があったようでございますけれども、そこら辺が少しくまういかなかったということもございまして、今後につきましては、そういった教育の一環も含めまして、一度教育委員会と連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） 今の路線の中で、北野小学校の校舎を含めて校庭、あそこを、去年は市三宅の方が草刈り機を持ってきて、あれは夏休みの終了前に全部清掃活動をされたんですよ。やはり今の私がポケットパークという形で指摘しておりますが、ああいうようなさらしてる姿を子どもに見せて、それが果たして教育上いいものか、悪いものか。それは教育委員会の所管もあるけど、それはやっぱり教育現場の交差点ですから、それはやはり1日も早く県なりにアクションを起こして、こういうことですから何とかしてくださいと道路管理の方に、市内の企業にでもそういうようなことをちょっとPRしてもらったら、名乗り出る企業もあると思いますわ。

私ところも悲しいかな10人以上で構成されておりません、私のところ3人ですね。そやから、できないわけなんですよ。しとうても、できない企業があると思いますから。というのは、こういうことを知らんでいる人が多いんですよ。そやから、そういうこともやっぱりやっていかんことにはいつまでもああいう状態で放置される、ブルーシートがかきもち焼いたみたいにごわっとなってますやん。あれではやっぱりみっともないので、そういうことを1日も早く改善される決意はございますか。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご質問の意図がそこやというのが今ようやくわかりましたけれども、あそこは常々、できたら歩道にして欲しいということで県に言っているつもりです。あんなところを子どもたちが管理したら車が飛び込んでくるかもわかりませんし、横断歩

道を渡ろうと思って子どもたちのたまりになっていますし、今は段差ができています。できるだけ平らにさせていただいて広い歩道の一部というか、その方が私はふさわしいと思っていますので、教育的配慮をやるような場所ではないと思っています。

それと、のり面につきましても、草が生えているのをできるだけ今は学校応援団とかで協力していただいています。年に数回はオムロンの社員さんが、多分御存じだと思いますけれども、日を決めて、一時は大雨の日でも刈ってくれてたぐらいい、やってもらっています。

それと、久野部のほうへ向かうのり面も、一時はコンクリートでやろうということだったんですけど、それも地域、学校の応援団がやってもらうということで今は自然植栽にしていますので、子どもたちの緑化につきましては、中で野菜も育てていますし、活動がありますから、あそこで、あえて危険な場所で子どもたちの緑化活動をやる必要はないと思っていますので、できるだけ安全なことを。

従来からも問題意識を持って県には言っているつもりですので、ご安心いただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） ただいま市長からそういう説明を受けましたので、私も安心しているところでございます。確かに、そういう場所で車が突っ込んできて人身事故でも起きたら、これは大変なことになりますので。市長がおっしゃったように、1日も早くね。でも、あの状態を長くほっておくと、これはやっぱりちょっと見苦しいので、やはりアスファルトできちっと対応していただいて、速やかな道路形態を保っていただくようお願いを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（田中良隆君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。

明19日から6月26日までの8日間は休会といたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。よって、明19日から6月26日の8日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。来る6月27日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会をいたします。(午前11時30分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成24年 6月18日

野洲市議会議長 田 中 良 隆

署 名 議 員 奥 村 治 男

署 名 議 員 中 島 一 雄